

松江市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年3月19日付け松江市監査委員告示第2号で公表した定期監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年5月22日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 児玉 泰州
 松江市監査委員 板垣 亨

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1)指定管理料について 制度の運営に関しては、公募施設の評価について行政改革推進課において統一になされているが、非公募施設については、施設数の多さ、施設の目的の多様性から、各所管課に委ねられている。また、年次報告や月次報告についても各所管課の独自チェックに任されている。ついては、行政改革推進課から各所管課に対して統一かつ適切な点検項目を示すなど、適正な運営やその評価方法を確立されたい。 公の施設は、公益目的をもった松江市民の財産である。それぞれの施設の有効活用を図るためには、設置目的について再確認を行い、明確な理念とそれを達成するための適切な手段の検討が必要とされる。特に非公募施設については、所管課と指定管理者が連携をもって施設の有効活用に努められたい。 施設管理に最も重要なことは安全性の確保であり、特にプール、入浴施設等水に関する施設には相当な注意が必要である。施設の安全管理はもとより、防災訓練の強化等危機管理体制の確立を図られたい。 指定管理者制度については、継続的に検証や見直しが行われているところである。住民サービスの向上、経費の縮減、地域の振興など導入の目的は概ね達成していると評価をるところである。しかし、一部には施設そのもののあり方や活用方策に疑問を感じる施設も見受けられることから、十分検討されたい。 （行政改革推進課）</p> <p>(2)個別事務事業について 健康保険制度の多様性により明確な数字は把握できていないものの、一般検診、ガン検診等の受診率が低いと推察される。まず、関係機関等との密接な連携により、受診率を把握する必要がある。その基礎数値をもって地域や社会生活などあらゆる角度から受診率を高めていく取組みに努力</p>	<p>(1)指定管理料について 平成18年度から指定管理者制度を本格的に導入し、随時見直しを行っているところです。 非公募の施設については、指定管理者から管理運営状況の報告を受け、各担当課において指導・監督を行ってきたところです。今後は非公募施設についても (1)施設の効果の最大限の発揮と施設の効率的な管理 (2)施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力 (3)日常業務 の3項目を柱に、平成21年度業務から管理運営状況の評価を実施することとしています。担当課と指定管理者が、この評価に基づく改善を実施していくことで、それぞれの施設をより一層有効に活用していきたいと考えています。 また、プール、入浴施設等の水に関する施設につきましても、担当課に対して危機管理体制を再度確認するよう周知したところです。 施設のあり方や活用方策については、地域の状況等を考慮しながら検討を進めていきます。 （行政改革推進課）</p> <p>(2)個別事務事業について 現在、受診率算出の統一された方式がないことから、鳥根県がん対策推進計画においては、がん検診受診者数の増加を目的とし、市町村実施数、環境保健公社・JAしまね厚生連・難病研究所における市町村実施以外の実施数、県内59病院の人間ドック実施数を調査しています。</p>

されたい。病気の予防、早期発見による効果は健康推進はもとより、医療費の抑制にもつながり、国民健康保険や介護保険など保険制度の健全経営に寄与するものと考えられる。

(健康推進課)

男女共同参画センターでは、まつえ市民大学(男女共同参画コース)、チャレンジセミナー、ブリエール出前講座など人材育成に努力されているが、その人材については活かしきれていない点が見られる。育成した人材が活躍できるよう、バックアップしていく仕組みを再構築されたい。

(男女共同参画課)

本市においても、受診者数増加を目的とし、公民館だよりへの検診日程掲載、各地域での福祉推進員等の啓発・研修、母子健診会場やケーブルTVでの受診勧奨、保健福祉フェスティバル等のイベントでの乳がん集団検診を実施します。

(健康推進課)

松江市男女共同参画センターの出前講座を始めとしたさまざまな講座では、参加した方々に男女共同参画の意識を高めていただくことを目指しております。また、チャレンジセミナーの参加者には、それぞれの個性や能力を生かして起業や就職のきっかけを得ていただくことを目的としており、今後、これらの講座の内容を一層工夫・充実させていくことが必要と考えております。

また、現在「まつえ男女共同参画人材リスト」の登録制度を設けていますが、専門分野、年齢構成に偏りがあるため、登録者の拡充も含め、リスト整備を行っています。登録者に対しては年2回程度研修を実施し、スキルアップを図るとともに、男女共同参画センターで行う講座の講師をはじめ各種審議会等の委員として推薦していくなど、登録者の方々が活躍できる機会を確保してまいります。

(男女共同参画課)